

## 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について

### 背景

事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備された。

### 概要

労働者が事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰が規定されているもの）について、事業者内部 行政機関 その他の事業者外部 のいずれかに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合

公益通報者に対する解雇の無効、その他不利益な取扱いの禁止

公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置

### 内容

#### 1 公益通報とは

事業者（事業者又はその役員、従業員等）について法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を

そこで働く労働者【公務員を含む】が  
不正の目的でなく

次のいずれかに通報することをいう

##### (1) 事業者内部

当該労務提供先（又は労務提供先があらかじめ定めた者）

##### (2) 行政機関

当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関

##### (3) その他の事業者外部

その他の者に対し当該法令違反行為を通知することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

#### 2 公益通報となるために必要な事項について

どのような法令違反行為が公益通報の対象となるか

対象となる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰が規定されているもの）が生じ、又はまさに生じようとしていることが必要

誰がどのような内容を通報する場合に対象となるか

労働者がその事業者（労務提供先）又は当該当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合。

通報先はどこか

通報先は 事業者内部（労務提供先） 行政機関（処分等の権限を有する行政機関） その他の事業者外部（被害の拡大防止等のために必要と認められる者）

通報先ごとの保護要件はどのようなものか

事業者内部への通報を行おうとする場合

行政機関への通報を行おうとする場合

その他の事業者外部への通報を行おうとする場合

### 3 通報の際はどのようなことに注意すればよいか

他人の正当な利益や公共の利益を害することがないようにしなければならない。

### 4 通報を受けた事業者や行政機関はどのように対応すればいいか

事業者内部へ通報した場合

公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置等について、公益通報者に通知するよう努めなければならない

処分等の権限を有する行政機関へ通報した場合

公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければならない。

公益通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は正しい行政機関を公益通報者に教示しなければならない。

### 5 公益通報者は、どのような保護を受けられるか

解雇の無効

解雇以外の不利益な取扱いの禁止

労働者派遣契約の解除の無効等